

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成14年 4 月  
( 第 4 回訂正分 )

大成ラミック株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成14年4月3日に関東財務局長に提出し、平成14年4月4日にその届出の効力は生じております。

#### 新株式発行並びに株式売届出目論見書の訂正理由

平成14年3月7日付をもって提出した有価証券届出書及び平成14年3月11日付、平成14年3月25日付並びに平成14年3月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集800,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し900,000株（引受人の買取引受による売出し800,000株・オーバーアロットメントによる売出し100,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成14年4月2日に決定したため、これに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には~~~~を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 証券情報

### 第1 募集要項

#### 2. 募集の方法

平成14年4月2日に決定された引受価額（1,880円）にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格2,000円）で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

（注）3.の全文削除

#### 3. 募集の条件

##### (2) ブックビルディング方式

< 欄内の記載の訂正 >

「発行価格」の欄：「未定（注）1.」を「2,000円」に訂正

「引受価額」の欄：「未定（注）1.」を「1,880円」に訂正

「申込証拠金」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき2,000円」に訂正

「摘要」の欄：3. 申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,880円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、下記の（注）1.を参照下さい。

7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。（略）

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行価格及び売出価格の決定に当たりましては、仮条件（1,850円～2,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、  
申告された総需要株式数は、公開株数の上限を十分に上回る状況であったこと  
申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限に集中していたこと  
申告された需要件数が多数にわたっていたこと  
以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケットの環境等の状況や最近の新規公開株の市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,880円と決定いたしました。

2. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,000円)と平成14年3月23日に公告した発行価額(1,573円)及び平成14年4月2日に決定した引受価額(1,880円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 新株式に対する配当起算日は、平成14年4月1日といたします。

摘要欄中7.の全文及び(注)2.3.の全文削除

#### 4. 株式の引受け

< 欄内の数値の訂正 >

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成14年4月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,880円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

上記引受人と平成14年4月2日に元引受契約を締結いたしました。

#### 5. 新規発行による手取金の使途

##### (1) 新規発行による手取金の額

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額」の欄：「1,447,600,000円」を「1,504,000,000円」に訂正

「発行諸費用の概算額」の欄：「24,500,000円」を「22,000,000円」に訂正

「差引手取概算額」の欄：「1,423,100,000円」を「1,482,000,000円」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注)1.の全文削除

##### (2) 手取金の使途

上記の手取概算額1,482,000千円については、本社工場(埼玉県南埼玉郡白岡町)の新社屋・工場社屋設備の建設資金に1,375,000千円、残額を運転資金に充当する予定であります。

なお、当該設備計画の内容につきましては、「第二部 企業情報 第3設備の状況 3.設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりであります。

## 第2 売出要項

### 1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）

平成14年4月2日に決定された引受価額（1,880円）にて引受人は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,000円）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「1,540,000,000円」を「1,600,000,000円」に訂正  
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「1,540,000,000円」を「1,600,000,000円」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

第1 募集要項 1. 新規発行株式、2. 募集の方法及び3. 募集の条件に記載の募集並びに本要項1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）及び2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）に記載の引受人の買取引受による売出しにおいては、新規発行株式800,000株の募集と引受人の買取引受による売出し800,000株が行われますが、募集及び売出しの需要状況を勘案し、引受人の買取引受による売出しとは別に、野村證券株式会社が当社株主である株式会社タイパックより賃借している当社普通株式100,000株の売出し（以下「オーバーロットメントによる売出し」という。）を行います。これに関連して、野村證券株式会社は、100,000株を上限として当社株主より追加的に買取する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成14年5月9日を行使期限として当社株主である株式会社タイパックから付与されております。また、野村證券株式会社は、平成14年4月12日から平成14年5月2日までの間、付与されたグリーンシューオプションの株式数を上限とし当社株主である株式会社タイパックから賃借している株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付けを行う（以下「シンジケートカバー取引」という。）場合があります。なお、野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引にかかる株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。

（注）2.3.の全文削除

### 2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）

#### (2) ブックビルディング方式

< 欄内の記載の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定（注）1.」を「2,000円」に訂正

「引受価額」の欄：「未定（注）1.」を「1,880円」に訂正

「申込証拠金」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき2,000円」に訂正

「申込受付場所」の欄：元引受契約を締結した証券会社の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）2.」を「（注）2.」に訂正

「摘要」の欄：5. 売出価格の決定方法は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2)ブックビルディング方式の摘要6.と同様であります。

6. 上記引受人の販売方針は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2)ブックビルディング方式の摘要7.に記載した販売方針と同様であります。

< 欄外注記の訂正 >

1. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。

2. 元引受契約の内容

|            |                     |          |
|------------|---------------------|----------|
| 各証券会社の引受株数 | 野村證券株式会社            | 160,000株 |
|            | 東海東京証券株式会社          | 208,000株 |
|            | 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社 | 144,000株 |
|            | 大和証券エスエムビーシー株式会社    | 80,000株  |
|            | 東京三菱証券株式会社          | 64,000株  |
|            | コスモ証券株式会社           | 48,000株  |
|            | ワールド日栄証券株式会社        | 48,000株  |
|            | 水戸証券株式会社            | 16,000株  |
|            | 東洋証券株式会社            | 16,000株  |
|            | 岡三証券株式会社            | 16,000株  |

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額（1株につき120円）は引受人の手取金となります。

3. 上記引受人と平成14年4月2日に元引受契約を締結いたしました。

### 3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「192,500,000円（注）3.」を「200,000,000円」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「192,500,000円」を「200,000,000円」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、第1募集要項 1. 新規発行株式、2. 募集の方法及び3. 募集の条件に記載の募集並びに本要項 1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）及び2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である株式会社タイパックから賃借している株式であります。これに関連して、本要項 1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）（注）記載のように、野村證券株式会社は、100,000株を上限として当社株主より追加的に買取の権利（グリーンシューオプション）を、平成14年5月9日を行使期限として当社株主である株式会社タイパックから付与されております。また、野村證券株式会社は、平成14年4月12日から平成14年5月2日までの間、付与されたグリーンシューオプションの株式数を上限とし当社株主である株式会社タイパックから賃借している株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付けを行う（シンジケートカバー取引）場合があります。なお、野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引にかかる株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。

（注）3.の全文削除

#### 4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）

##### (2) ブックビルディング方式

< 欄内の記載の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定（注）」を「2,000円」に訂正

「申込期間」の欄：「（注）」を削除

「申込証拠金」の欄：「未定（注）」を「1株につき2,000円」に訂正

「摘要」の欄：4. 野村証券株式会社の販売方針は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2) ブックビルディング方式の摘要7.に記載した販売方法と同様であります。

< 欄外注記の訂正 >

上記売出価格、申込期間及び申込証拠金については、前記2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）において決定される売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一であります。

### 第3 事業の概況等に関する特別記載事項

#### 6. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の募集及び売出しにおいては、新規発行株式800,000株の募集と引受人の買取引受による売出し800,000株が行われますが、募集及び売出しの需要状況を勘案し、引受人の買取引受による売出しとは別に、野村証券株式会社が当社株主である株式会社タイパックより賃借している当社普通株式100,000株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、100,000株を上限として当社株主より追加的に買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成14年5月9日を行使期限として、当社株主である株式会社タイパックから付与されております。

また、野村証券株式会社は、平成14年4月12日から平成14年5月2日までの間、付与されたグリーンシューオプションの株式数を上限とし当社株主である株式会社タイパックから賃借している株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付けを行う（以下「シンジケートカバー取引」という。）場合があります。なお、野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引にかかる株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。